

令和8年4月1日より

交通反則通告制度

# 自転車の違反に青切符が導入



## 青切符(交通反則通告制度)とは…

運転者が比較的軽微な交通違反をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続を受けずに事件が処理される制度。

例



携帯電話使用等  
(保持)  
12,000円

【対象】

16歳以上  
113の反則行為



信号無視  
6,000円



【通行区分違反】

車道の右側通行  
6,000円



指定場所一時不停止  
5,000円



【公安委員会  
遵守事項違反】

傘さし運転  
5,000円

## 違反手続の流れ

軽微な違反  
(交通反則通告制度対象)

悪質な違反  
(交通反則通告制度の対象外)

青切符を交付

赤切符を交付

8日以内に  
反則金を納付

する

しない

交通反則通告  
センターに出頭し、  
反則金納付の通告  
を受ける

11日以内に  
反則金を納付

する

しない

手続終了

刑事手続へ  
有罪なら前科  
(拘禁刑・罰金等)

一定の危険な行為を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習の受講が命ぜられます(受講しない場合は、5万円以下の罰金)。

※対象行為は裏面に記載しています。



交通機動隊

Be-Unit

「飲酒運転」や「妨害運転」等、特に悪質な違反行為は、交通反則通告制度の対象外のため従来通り赤切符を受け、刑事手続となります。

京都府・京都府警察・「かなえる・かなでる」プロジェクト

# 青切符対象の反則行為抜粋

## 5,000円～6,000円

信号無視

- ・赤色点滅信号 (5,000円)
- ・赤色信号 (6,000円)

## 6,000円

通行区分違反  
追越し違反  
踏切不停止等  
交差点安全進行義務違反

環状交差点安全進行義務違反  
横断歩行者等妨害等  
安全運転義務違反

## 7,000円

遮断踏切立入り

## 12,000円

携帯電話使用等(保持)

## 5,000円

通行禁止違反  
被側方通過車義務違反  
道路外出右左折合凶車妨害  
車間距離不保持  
路面電車後方不停止  
交差点右左折等合凶車妨害  
環状交差点通行車妨害等  
指定場所一時不停止等  
減光等義務違反  
警音器吹鳴義務違反  
自転車制動装置不良  
安全地帯徐行違反  
安全不確認ドア開放等

歩行者用道路徐行違反  
通行帯違反  
法定横断等禁止違反  
進路変更禁止違反  
乗合自動車発進妨害  
交差点優先車妨害  
緊急車妨害  
交差点等進入禁止違反  
合凶不履行  
乗車積載方法違反  
泥はね運転  
転落等防止措置義務違反  
停止措置義務違反

歩行者等側方通過義務違反  
急ブレーキ禁止違反  
指定横断等禁止違反  
追い付かれた車両の義務違反  
割込み等  
優先道路通行車妨害等  
徐行場所違反  
無灯火  
合凶制限違反  
軽車両整備不良  
幼児等通行妨害  
転落積載物等危険防止措置義務違反  
公安委員会遵守事項違反

## 3,000円

通行許可条件違反  
軌道敷内違反  
環状交差点左折等方法違反  
制限外許可条件違反  
歩道徐行等義務違反

路側帯進行方法違反  
道路外出右左折方法違反  
警音器使用制限違反  
原付等牽引違反

並進禁止違反  
交差点右左折方法違反  
軽車両乗車積載制限違反  
自転車道通行義務違反

## 一定の危険な行為（自転車運転者講習受講対象違反）16類型

信号無視・通行禁止違反・歩行者用道路徐行違反・通行区分違反・路側帯進行方法違反  
遮断踏切立入り・優先道路通行車妨害等・交差点優先車妨害・環状交差点通行車妨害等  
指定場所一時不停止等・歩道通行時の通行方法違反・制動装置（ブレーキ）不良自転車運転  
酒気帯び運転等・安全運転義務違反・携帯電話使用等・妨害運転

令和8年4月1日から

## 自動車等が自転車等の右側を通過する際の規定が新設

自動車等が自転車等の右側を通過する際に、  
両車の間に十分な間隔が取れない場合は

- ・自転車との間隔に応じた安全な速度で進行
- ・自転車もできる限り道路の左端に沿って進行することが規定されます。

(普通車は点数2点・反則金7,000円、自転車は反則金5,000円です。)



# 改正道交法2026

令和8年4月1日から施行

自転車の右側を通過する  
場合の安全確保義務

自動車は、自転車の右側を追い抜く際、その間隔に応じた安全な速度で進行することが義務付けられました。

安全な距離と安全なスピードで  
安心の環境を



●自動車が自転車の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。少なくとも1メートル程度間隔を空けることが安全です。

●自転車等と1メートル程度の間隔を確保できない場合には、時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう。

十分な間隔や安全な速度を守らなかった場合、自動車および一般原動機付自転車のドライバーには以下の罰則が科せられる可能性があります。

- 3ヶ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
- 反則金7,000円・違反点数2点（普通車の場合）

# 【令和8年4月1日施行】改正道路交通法

## ①【最重要】自転車追い抜く際の「新ルール」

- 十分な間隔を取る義務  
「少なくとも1m以上」（状況により1.5m以上）
- 間隔が取れない場合の「減速義務」  
「安全な速度（自速20～30km程度）」まで減速して進行
- 自転車側にも課される「左側端寄り」の義務  
自転車側にも、車が安全に追い抜けるよう協力する義務

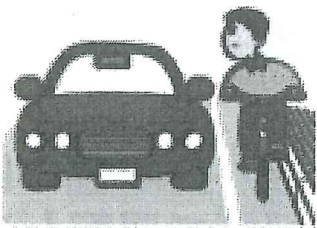
## ② 仮免許の取得年齢が「17歳6か月」に引き下げ

- あくまで「仮免許」の取得が早まるだけで、  
一人で運転できる「本免許」の交付は、引き続き「18歳」になってからです

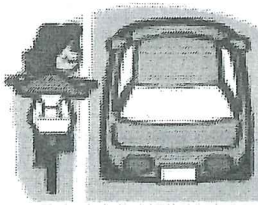
## ③ 自転車の交通違反に「反則金（青切符）」制度が導入

- 対象：16歳以上の自転車利用者

① 自転車は車道が原則、歩道は例外



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

● 歩道では、すぐに停止できる速度、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止

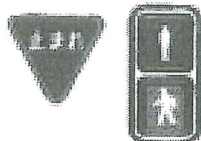


④ 安全ルールを守る

● 夜間はライトを点灯



● 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認



● 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



⑤ 子どもはヘルメットを着用

